

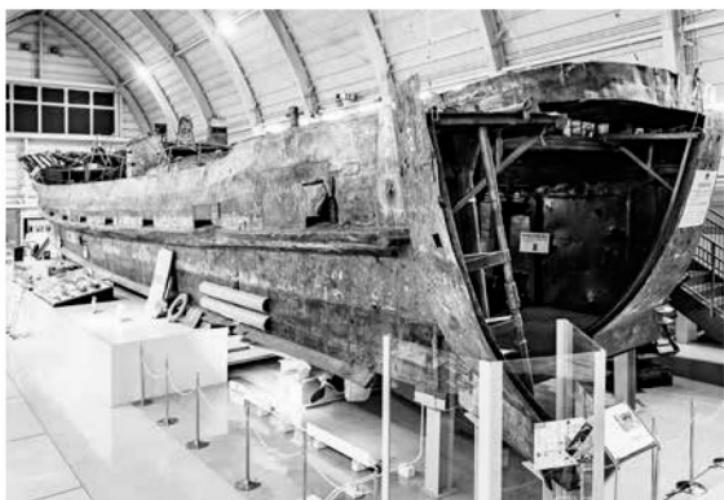
海の事件簿 ⑤ 岩並秀一

九州南西海域工作船事件

本庁警備救難部管理課補佐官時代の平成13(2001)年12月21日、その日から機による追跡のほか、巡視船からの威嚇射撃、不審船は、夜遅くに退院し、年の瀬の金曜日でもあったの金曜日でもあったので、同僚と誘い合って本庁で、同僚と誘い合って本庁の近くで飲んでいました。機会に開設された海上保安協会の「海上保安資料館横浜館オンラインミュージアム」の中です。
本 庁 警 備 救 難 部 管 理 課 補
佐 官 時 代 の 平 成 13 (2 0 0 1) 年 12 月 2 1 日 、 そ の 日 か ら 機 に よ る 追 蹤 の ほ か 、 巡 視 船 か ら の 威 嚇 射 撃 、 不 審 船 中 の 不 審 船 の 自 爆 ・ 自 沈 、 不 審 船 の 引 キ 握 げ 等 の 経 緯 に つ い て は 、 事 件 後 20 年 の そ の ま ま な 不 審 船 対 策 を 強 化 す る う ち に 、 そ の 練 度 も 徐々 に 上 が っ て い っ た の で し た 。 事 件 当 日 の 本 庁 対 策 本 部 内 も 、 不 審 船 か ら の 攻 撃 で 負 伤 者 が 出 た と の 連 絡 を 受 け た 時 に 一 時 騒 然 と な っ た 瞬 間 が あ り ま し た が 、 そ れ 以 外 は 訓 練 の 時 と 変 わ ら な い 样 子 で 作 業 が 進 め ら ら い ま し た 。

不 審 船 の 逃 走 を 許 し た 平 成 11 (1 9 9 9) 年 3 月 の 能 登 半 島 沖 不 審 船 事 件 の 反 省 を 踏 まえ、海 上 保 安 庁 で 定 さ れ た 不 審 船 の 九 州 南 西 海 域 に お け る 巡 視 船 ・ 航 空 处 マ ニ ュ ア ル に 由 て 行 わ れ た 本 庁 対 策 本 部 の 訓 練

不 審 船 を 逃 が さ ない 意 識 共 有



オ ソン ラ イ ン ミ ュ ジ ア ム に 展 示 さ れ て い る 工 作 船

隊との連携強化▽海上保安庁法改正による武器使用要件の見直し▽高速特殊警備強化――などさまざまな不審船対策を強化していました。そして、そのような新しい装備やマニュアルに応じた訓練を現場、本部、本庁で繰り返し実施していたのであります。正直のところ、年度初めにまた、そのような訓練の成果として、報道機関への迅速な情報提供も可能となりました。現場の巡視船

(第45代海上保安庁長官)
二つづく

は、目を覆うばかりの不出來の状況でした。それでも、対策本部内の情報共有の方策など改善を重ねながら訓練を重ねるうちに、その練度も徐々に上がり、いつたのでした。事も、不審船からの攻撃で負傷者が出了との連絡を受けた時に一時騒然となつた瞬間にありましたが、それ以後がありませんでしたが、それ以外は訓練の時と変わらない様子で作業が進められていました。

もちろん、巡視船・航空機による停船命令、正確な威嚇射撃、証拠収集活動として行った現場画像・映像の撮影等の現場対応も、それまでそれぞれの部署で繰り返されてきた訓練の成果です。不審船を二度と逃がさないという意識が組織全体で共有されていました。

が威嚇のための船体射撃を行つてから、それが報道機関により配信されるまで僅か10数分であったと記憶しています。